

建設業若年者入職促進・人材育成事業補助金（建設業者団体等向け）について

1 事業の目的

将来を担う若年入職者の確保や若い世代への技術継承に向けた取組に要する経費に対して補助することにより、建設企業の活力の再生や建設業若年従事者の就業機会の確保につなげ、建設産業の持続的な発展を図る。

2 事業概要

- (1) 補助対象者 : 以下のいずれかの団体
ア 兵庫県建設産業団体連合会及び兵庫県建設産業団体連合会の会員団体
イ 建設業法第27条の37に規定する建設業者団体
- (2) 補助対象期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
※ 事業実施までに事業計画を提出し、承認を受けることが必要。
- (3) 補助率 : 補助対象経費の1/2以内

(4) 補助対象事業

事業の区分	事業の内容・要件
工業高校生資格取得支援講習会事業	県内工業高校生を対象に、建設業への入職促進に繋がる資格取得支援講習会を開催する事業 〔事業対象者：県内工業高校に在籍する高校生〕 〔申請時期：事業着手まで〕
小中学生向け等建設業体験会事業	小中高校生にもものづくり体験の魅力を伝承するため小型建設機械等を使用した体験イベントの開催や体験イベントへ参加する事業 〔事業対象者：県内小中学校、高校に在籍する学生等〕 〔申請時期：事業着手まで〕

(5) 補助対象経費

事業区分	補助対象経費
工業高校生資格取得支援講習会事業	・講師謝金、講師旅費、会場使用料、委託料
小中学生向け等建設業体験会事業	・講師謝金、講師旅費、会場使用料、建設機械使用料、建設機械運搬費、バス借上料、その他助成することが必要と認められる経費

(6) 帳簿等の整理

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿、証拠書類を整理し、補助事業が完了した翌年度から5年間の保存が必要

3 手続きの流れ

- (1) 事業計画の承認
補助金の申請に先立ち、事業計画の承認が必要。申請は先着順で予算の上限に達した場合は受付を締切る
- (2) 補助金の交付申請
事業計画の承認の後、補助金交付申請書等を提出
- (3) 補助金の交付決定
補助金交付申請書に基づき、内容審査のうえ、補助金の交付を決定
- (4) 補助金の実績報告の提出
補助金実績報告書の提出、証拠書類等の確認
提出期限：事業完了の日から起算して30日を経過した日
もしくは令和7年4月10日(木)のいずれか早い日
- (5) 補助金の請求及び交付
確認終了後、請求に基づき補助金を交付

※補助金業務に係る通知書の公印を省略しています。公印が必要な場合は、事前にご相談ください。